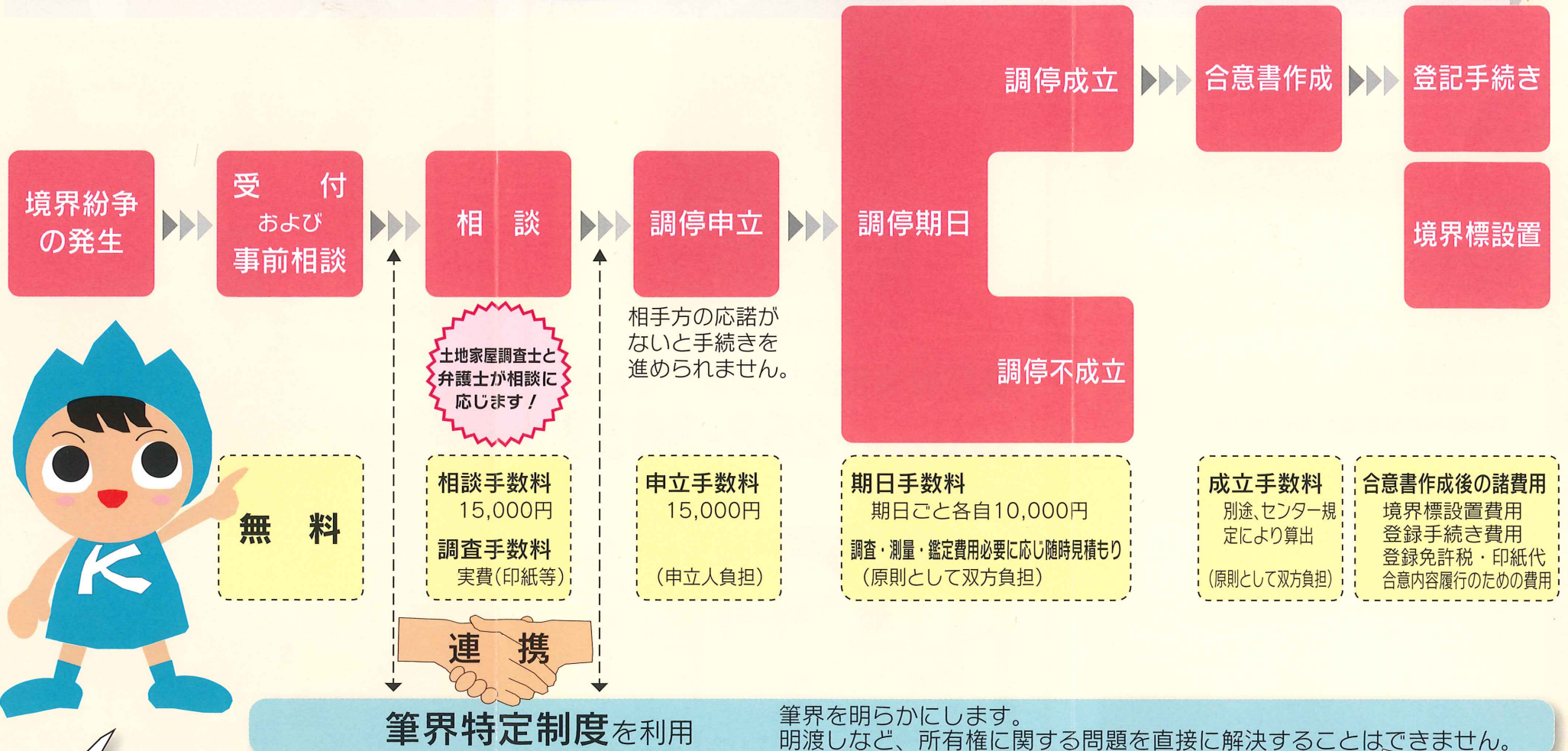


裁判によらない紛争解決までの流れ



境界問題相談センターとはどんな所ですか？

当センターは境界紛争が発生してしまったとき、境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力し、これまで培ったノウハウをいかして話し合いによる穏やかな解決を目指します。

筆界特定制度とはどんな制度ですか？

この制度は、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、法務局の筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。
詳しくは、法務局までお問い合わせください。
前橋市大手町二丁目10番5号
前橋地方法務局 筆界特定室
TEL 027-221-4428

手続きを迅速に進めるため、
お手持ちの資料をできるだけ
ご用意ください。